

倉健発第61号
平成30年3月29日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現物で支給される食事や住宅は、厚生労働大臣が都道府県ごとに告示で定めた標準価格に基づいて、通貨に換算したうえで保険料計算の基になる報酬に算入することとされています。

今回、直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与価額が現在の価額から変動したため、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第30号）」が平成30年2月28日に告示され、平成30年4月1日から適用されることになりました。

つきましては、平成30年4月1日以降に適用される現物給与の標準価額をお知らせいたしますので、被保険者に周知いただくとともに、今回の改定に伴い報酬月額の随時改定に該当する場合は、7月1日以降に月額変更届をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 現物給与の標準価格

別紙「都道府県別 現物給与の標準価額一覧表」の通り

※同一覧表中で、網掛け部分が今回改定された標準価額です。

2. 標準報酬の随時改定

現物給与の価額の改定は、固定的賃金の変更となります。今回変更があった都道府県に勤務されている被保険者のうち、4月・5月・6月の報酬の平均が、従前の標準報酬月額と比べ2等級以上変動した場合（※1）は随時改定（7月月変）に該当しますので、7月1日以降に月額変更届をご提出ください。

※1 別紙「都道府県別 現物給与の標準価額一覧表（食事）」のうち黄色の網掛け部分は増額改定された金額となり、4月・5月・6月の報酬の平均が2等級以上上がった場合は随時改定に該当します。また、水色の網掛け部分は減額改定された金額となり、4月・5月・6月の報酬の平均が2等級以上下がった場合に随時改定に該当します。

【お問い合わせ先】業務課 ☎03（3642）8436（代表）